

議案第40号

(仮称) 三田市新ごみ処理施設建設工事請負変更契約の締結について

(仮称) 三田市新ごみ処理施設建設工事請負変更契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三田市条例第12号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

三田市長 田村克也

記

1 契約の名称

(仮称) 三田市新ごみ処理施設建設工事請負変更契約

2 契約の金額

20,916,247,000円

3 契約の相手方

川重・奥村組・日興建設特定建設工事共同企業体

代表者 大阪府大阪市北区曾根崎二丁目12番7号 清和梅田ビル

川崎重工業株式会社 関西支社

支社長 田坂秀樹

(変更理由)

賃金及び物価の上昇により、請負代金額が不適當となったことに伴い、建設工事請負契約書第26条の規定に基づき請負契約の変更を行う。

(仮称) 三田市新ごみ処理施設建設工事の概要

1 工 事 場 所 三田市香下1676番地内

2 工 事 概 要

焼 却 施 設 処理方式 全連続焼却方式 (ストーカ炉式)
処理能力 120 t / 日 (60 t / 24 h × 2 炉)
発電設備 あり

粗大ごみ処理施設 処理方式 粉碎、選別、圧縮方式
処理能力 14 t / 5 h

3 備 考 現クリーンセンターの老朽化に伴い、設計・施工・運
営維持管理を一括して発注するDBO (デザイン・ビ
ルド・オペレート) 方式により、現敷地内において建
替え工事を行うものである。